

安全方針

輸送の安全の確保に関する基本理念とその実現のための方策

会社は、海上運送法、海上人命安全条約、海洋汚染防止条約、海上における衝突の予防のための国際規制に関する条約、その他関係条約及び関係強制規則を遵守し、

- a) 海上における人命の安全
- b) 船舶の安全運航
- c) 環境の保護

の確保に努めることで、船舶運航者としての社会的使命を全うする。

会社は PDCA サイクル（輸送の安全に関する方針の策定、実行、チェック、改善のサイクル）を機能させるために船舶に適用する安全マネジメント態勢を整える。

この安全マネジメント態勢は、陸上・船上の組織それぞれの業務、責任、権限及び相互関係を明らかにすると同時に、以下についての業務・作業手順を定めるものである。

1. 関係法令及び社内規定の遵守と安全最優先の原則
2. 安全マネジメント態勢の継続的改善
3. 緊急事態への対応
4. 陸上・船上の業務の内、船舶の安全運航のために特に重要な業務

会社は、海上運送法に定められている要件を満足する者として、安全統括管理者を選任し、運用管理に当たらせる。

会社は安全マネジメント態勢の適正かつ効果的な運用を維持するために、適正な人員を選任・配置するとともに、必要な資源を供給し、安全統括管理者を全面的に支援する。また、会社はこの者に当該業務遂行に必要な権限を与える。

会社は、輸送の安全の確保に関する会社の理念の実践のために、船上に於ける最高責任者として船長を指名し、必要な権限を与える。

会社は、船長がこれらの職務を遂行することを全面的に支援する。

会社は、陸上の全従業員及び管理船舶の船長以下乗組員がこの方針を遵守することを要請する。